

令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務

(単価契約) 選定に係るプロポーザル

質問と回答

該当箇所	質問	回答
<p>仕様書 4 業務内容 (4) 保健指導の実施 エ</p>	<p>希望者には、ウェアラブルデバイス（例：CGM：持続血糖測定）の提供を行い、保健指導参加者にライフログを記録させることで、保健指導の参考にすること。との記載があるが、希望しなければ特に提供はしなくてよいのか。</p>	<p>お見込みのとおり。 希望しなければ特に提供はしなくてよいです。</p>
<p>仕様書 4 業務内容 (2) データの提供</p>	<p>対象者の抽出条件について、ガイドラインに基づきご設定されることと存じますが、国保と後期においてHbA1cの数値などによる区分はあるのでしょうか。また、後期における対象年齢の範囲（75歳～●歳）や除外要件について、可能な範囲でお教えいただけますと幸いです。</p>	<p>国保と後期においてHbA1cの数値などによる区分はなく、両方ともにHbA1c6.5%以上で尿蛋白（±）以上かつeGFR30以上（腎症第2期～3期）の基準を予定しております。 また、後期における対象年齢の範囲は（75歳～79歳）を予定しており、除外要件はがんや精神疾患、認知症、要介護支援等ある者は除く予定です。</p>
<p>仕様書 4 業務内容 (2) データの提供</p>	<p>ご提供いただける対象者情報について、ご教示いただけますと幸いです。（例. 令和6年度健診結果、電話番号の有無、後期高齢者の質問票等）</p>	<p>対象者情報については 氏名、フリガナ、性別、年齢、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、健診実施年月日、健診受診医療機関、かかりつけ医療機関、HbA1c、eGFR、尿蛋白等の健診結果、服薬・既往歴を提供する予定となります。</p>

<p>仕様書 5 人員体制 (1)</p>	<p>「糖尿病療養指導士」には、「地域糖尿病療養指導士（東京糖尿病療養指導士）」も含まれるでしょうか（もしくは、「日本糖尿病療養指導士」のみでしょうか）。</p>	<p>お見込みのとおり。 日本糖尿病療養指導士と地域糖尿病療養指導士が保健指導を行う人員として配置いただく者となります。</p>
<p>仕様書 4 業務内容 (3) 保健指導への参加 奨の実施 エ</p>	<p>「糖尿病保健指導確認依頼書」の取得に際して文書作成料が発生する場合、その費用は委託料として受託者の負担となるでしょうか。もしくは、文書作成料に対する補助があるのでしょうか。</p>	<p>「糖尿病保健指導確認依頼書」の文書作成料は本市で負担をすするため、受託者の負担は特にありません。</p>
<p>実施要領 1 2 企画提案書等の提出 (4) 提出物及び部数</p>	<p>通知物のご提出については、任意様式とのことですが、A4用紙に資材デザインを印刷したものおよび資材現物を提出する形どちらでも問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。 どちらでも問題ございません。</p>